

刑事判例研究(2)

中央大学刑事判例研究会

特別抗告審において原決定が取り消され、保釈を許可した原々決定が是認された事例

篠原 亘

〔保釈許可の裁判に対する抗告の決定に対する特別抗告事件、最高裁判所平成二六年(し)第一三六号、最高裁判所平成二六年三月二五日第三小法廷決定、取消自判、裁判所ウエブサイト、判例タイムズ一四〇一号一六五頁、判例時報三二二二号一二九頁、裁判集刑事三二三号登載予定〕

【勾留の基礎となった事案の概要】

1 勾留の基礎となった公訴事実の要旨と勾留

勾留の基礎となった公訴事実の要旨は、医師たる被告人が、薬物を用いて女性を抗拒不能の状態に陥らせて姦淫しようと考え、①平成二五年七月二一日夜、神奈川県内のリゾートマンションの被告人室において、当時二二歳の女性に対し、睡眠導入作用を有する薬物を混入した料理を食べさせ、その薬理作用によって抗拒不能の状態に陥らせて姦淫した、②同年八月二六日夜、同様の手

段で、当時二五歳の女性を姦淫した、というものである。なお、被告人は同様の手段で別の三名の女性を姦淫し、更に別の二名の女性に対しては未遂に終わったという事件でも起訴されており、勾留はされてはいないものの、これら五件の事件（以下「併合事件」という。）と、①、②事件との併合審理を受けていた。

2 勾留の基礎となった事案の審理経過

被告人は、第四回公判期日までの審理で、併合事件を含め、全ての事実を認め、検察官請求証拠を全て同意し、それらが取り調べられた。次回第五回公判期日には、被告人質問、被害者の意見陳述、論告弁論を行い、結審する予定であり、追起訴の予定はなかった。（なお、最終的に被告人は懲役一三年の懲役刑に処せられた。）

【訴訟の経緯】

第四回公判期日終了後、弁護士からの保釈請求を受けた横浜地裁横須賀支部（受訴裁判所）は、保釈保証金一五〇〇万円（勾留①）、②それぞれにつき各七五〇万円）、併合事件を含む被害者らとの接触禁止などの条件を付して被告人の保釈を認めた（本件原々決定^①）。

検察官が、この決定について抗告を申し立てたところ、東京高裁は以下の通り述べ、原々決定を取り消し、保釈請求を却下した。

「本件については、刑法八九条一号、三号に該当する事由が認められ、また、被告人が重要な情状事実について自己に有利に罪証を隠滅するおそれが否定できないから同条四号に該当する事由も認められる。そして、本件事案の悪質性、重大性、常習性に鑑みれば、裁量保釈は相当でない」（本件原決定^②）。

これに対して特別抗告がなされた。その趣意は以下の通りである。

「被告人には、刑法八九条三号、四号の権利保釈除外事由は認められないし、これらがあるとしても、前記のような審理経過に加え、これまで前科前歴もなく、併合事件を含め、被害者との示談も相当程度進んでいて、裁量保釈を認めるべきである。これを

認めずに保釈許可決定を取り消した原決定は、憲法三二条に違反し、最三小決平成二四・一〇・二六裁判集刑事三〇八号四八頁に違反し、刑訴法九〇条の解釈適用を誤った違法がある。」

【決定要旨】

〈原決定取消し・自判〉

「原決定を取り消す。

原々決定に対する抗告を棄却する。」

本決定は、特別抗告の趣意が適法な抗告理由に当たらないとした上で、職権で次の通り判示した。

「二件記録によれば、被告人には、刑訴法八九条一号、三号及び四号に該当する事由があると認められる。しかし、被告人は、原々決定までに、本件と併合して審理されている同態様の準強姦またはその未遂被告事件（以下「併合事件」という。）を含め、公訴事実を全て認め、検察官請求証拠についても全て同意して、その取り調べが終わっていること、被告人に対する更なる追起訴は今後予定されていないこと、被告人の妻が被告人の身柄を引き受け、公判期日への出頭確保及び日常生活の監督を誓約していること、これまでに前科前歴がないこと等の事情がある。

以上のような本件事案の性質や証拠関係、併合事件を含む審理経過、被告人の身上等に照らすと、保証金額を合計一五〇〇万円とし、本件及び併合事件の被害者らとの接触禁止などの条件を付した上で被告人の保釈を許可した原々決定は、その裁量の範囲を逸脱したものとはいえず、不当ともいえないから、これを取り消して保釈請求を却下した原決定には、刑訴法九〇条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。

よって、刑訴法四一一一条一号を準用して原決定を取り消し、同法四三四条、四二六条二項により更に裁判すると、上記のとおり本件については保釈を許可した原々決定に誤りはないから、それに対する抗告は、同法四二六条一項により棄却を免れず、裁判官

全員一致の意見で、主文のとおり判断する。」

【検討】

1 はじめに

刑事訴訟法八九条は、適法な保釈の請求があったときは、本条各号所定の事由がある場合を除き、必ず保釈を許さなければならぬとし、権利（必要的）保釈を規定する。次いで、同九〇条では、保釈の請求がない場合、若しくは、請求はあるものの八九条各号に該当するため権利保釈が認められない場合であっても、裁判所が「適当」と認めるとき」は、いつでも裁量によって保釈を許可することができるとする、裁量（職権）保釈を規定している。⁽³⁾この九〇条の「適当と認めるとき」とは、裁判所の裁量によるものであり、保釈制度の目的・機能に照らし、具体的合理性のあるものでなければならぬといわれている。⁽⁴⁾

八九条により保釈が認められる範囲は、実際上は決して広いものではないようであり、そのため実務上多く用いられるのは同法九〇条による裁量保釈である。しかしながら、上述した通り、九〇条は裁判所の職権に依拠したものであり、必ずしも保釈許可の基準が明確とはいえない。本件も、受訴裁判所と抗告審で保釈許可の判断が分かれた事例である。裁判員制度の導入を契機とした保釈の積極的運用を促す見解もあるなか、かかる九〇条の裁量に基づいて保釈の許可の判断のあり方を最高裁がどのように考えているのかを、本件での判断を通じて明らかにする必要性は決して低いものではない。

2 刑訴法九〇条の裁量行使の基準とその考慮要素―特別の事情―

裁量保釈の許可の基準を検討するに際して、裁判例の中には、必要的保釈に当たらない場合であっても、相当な保証金額を定め、条件を付すことで逃亡および罪証隠滅を阻止し、公判審理を適正に維持することができ、また、それが適当と認められる場合には許可すべきであると主張するものがある。⁽⁶⁾

これに対して、刑訴法八九条各号に当たるとして保釈が適当でないとされるのであるから、これを認めるためには、保釈を相当とする特別の事情が必要とされるとするのが実務上有力と評されている。⁽⁷⁾この特別の事情の存否には、犯罪の性質や情状、被告人の経歴、行状、性格、前科、健康状態、家族関係、公判審理の進行状況、また、（とりわけ連日的開廷での審理における）被告人の防御権の保障への配慮等諸般の事情が考慮される。⁽⁸⁾これらの事情を具体的に検討し、八九条各号に当たるとする場合でも、保釈保証金や保釈条件を適切に定めることにより罪証隠滅や逃亡を防ぎつつ、裁量により保釈できるか判断するものとされている。

一般的に現在の実務上有力な見解は後者であるといわれるが、結局のところ、かかる見解も特別な事情としていかなる要素をどの程度重視するのかわかるという点が重要な点であって、前者の見解との大きな相違を導くことには疑問が残るとの見解も示されている。つまるところ、両見解の相違は、必要的保釈の除外事由に該当する場合に、なお裁量保釈を許可するケースを広く認めるか、それともごく例外に留めるべきか、という姿勢の相違とも理解できるといえる。⁽¹⁰⁾

3 八九条の権利保釈除外事由について

刑訴法九〇条の裁量保釈は、条文上では「適当と認めるとき」という文言が記されているのみで、ここから妥当な裁量行使のあり方を導き出すことは難しい。したがって、まずは、保釈が除外される事由を規定する刑訴法八九条の権利保釈除外事由を見ることがとする。ただし、本件決定と関連する八九条一号、三号、四号に留めることとする。

一号に規定されているのはいわゆる重罪といわれるもので、現に起訴されている公訴事実から判断されるべきとされ、もし有罪の判決がなされると相当に重い刑に処せられる場合を指す。保釈保証金の担保によつては逃亡を防止することができないと定型的に考えられることがその理由とされる。⁽¹¹⁾ 本号は逃亡のおそれが極めて大きい典型例にあたるため規定されたものとされるが、⁽¹²⁾ 重大犯罪の場合により慎重を期すべきことが意味されていると解されることもある。⁽¹³⁾

三号の「常習」とは、常習性が犯罪構成要件になっている場合でなく、広く常習性が証拠資料によつて認められる場合を含み、常習性そのものは諸般の事情から認められればよいものとされる。⁽¹⁴⁾ これも一号と同様に、逃亡のおそれが高い類型として規定されたものと考えられている。⁽¹⁵⁾ また、この三号が、再犯防止を目的とする規定であるかどうかという議論があり、その見解は分かれるものの、直接的に権利保釈除外事由と考えることは許されないものの、⁽¹⁶⁾ 逃亡または不出頭のおそれの強弱を判定するための一資料として考慮することは差支えないと解されている。⁽¹⁷⁾

四号の罪証の隠滅は、勾留について規定する刑訴法六〇条一項二号のそれと理論的な意義では差異は無いものとされる。⁽¹⁸⁾ ただし、具体的な判断方法としては、それぞれの手続段階、すなわち、起訴前か起訴後かで分かれ、その各段階の特質を反映したものとされるべきとされ、例えば本件のような、起訴後の罪証隠滅のおそれは、手続きの進行に

よる影響を受ける⁽¹⁹⁾。すなわち、既に公判が始まっており、被告人が公訴事実を認め、検察官請求証拠の全てに同意し、その取調べを終えるにいたったときは、罪証隠滅のおそれが減少したとみられる傾向があるということである。

4 関連裁判例

保釈の前提たる勾留の趣旨・要件として刑法六〇条各号が定める、被告人の逃亡、被告人による証拠破壊を防止し、円滑な法執行を確保することから、裁量保釈を判断する上でも、逃亡・不出頭のおそれ、及び、罪証隠滅のおそれの程度が保釈可否の基準となる。この基準に関連する要素として判例がどのようなものを認めてきたか、以下、比較的近時の判例についてみてゆく。

①最二小決平成一四年八月一九日⁽²⁰⁾

これは、原々審が保釈を許可したところ、これを取り消して保釈請求を却下した準抗告審の判断を取り消した事例である。

勾留の基礎となった公訴事実の要旨は、被告人は、相被告人Bと共謀の上、海水浴場沖合において、サーフィン中のCがBのサーフボードに接触して傷をつけたことなどに因縁を付け、暴行を加えた上、サーフボードの修理費用として金品の交付を要求し、同人を畏怖させ、よって同人から現金五〇〇〇円、携帯電話一台及びパスポートを受け、もってこれを喝取した、というものである。

最高裁は、偶発的な事案であること、関係者の供述に若干の食い違いが存在するとはいうものの、大筋においては供述が一致しているとみることが可能であること、被告人は、これまでに前科前歴がなく、社会人として安定した職業、

住居、家庭を有するものであること、BとCとの間では示談が成立したこと等の事情を指摘し、「事案の性質、その証拠関係、被告人の身上経歴、示談の成立状況などに照らすと、被告人に保釈を許可した原々審の裁判を取り消して保釈請求を却下した原決定……（一部省略）を取り消さなければ著しく正義に反する」とした。

② 最二小決平成一七年三月九日⁽²¹⁾

原々審が保釈請求を却下し、準抗告審もこれを維持したのに対し、その双方を取り消して保釈を許可した事案である。

勾留の基礎となった公訴事実の要旨は、被告人は、Bと共謀の上、路上において大麻を所持したというものである。最高裁は、上記大麻を所持して現行犯逮捕されたBは、被告人との共謀による所持である旨を供述し、被告人自身も、勾留質問、検察官の弁解録取の際には犯行の概略を認めて調書に署名指印したこと、被告人は、これまでに前科前歴がなく、家族と同居し、芸術大学を目指して受験勉強中であり、現在、大学入学試験の期日が目前に迫っていること等の事情が存在することを確認した。その上で、以上のような本件事案の性質、その証拠関係、被告人の身上経歴、生活状況などに照らすと、保釈請求を却下した原々審の裁判及びこれを是認した原決定には、裁量の範囲を逸脱し、刑法九〇条の解釈適用を誤った違法があり、これを取り消さなければ著しく正義に反するものと認められると判示した。

③ 最決三小平成二四年一〇月二六日⁽²²⁾

原々審が保釈を許可したところ、これを取り消して保釈請求を却下した準抗告審の判断を取り消した事例である。勾留の基礎となったのは、一二歳の女兒に対して抱き付くなどしたという強制わいせつ事件である。また、被告人

は本件と同種の五件の強制わいせつ事件でも起訴されている。

最高裁は、被告人には刑法八九条三号及び四号に該当する事由があると認められ、常習性も強い事案であること
を指摘したものの、被告人が、控訴事実について捜査段階から認める供述をしており、弁護人も本件公訴事実を争わ
ない予定であるとしていること、本件起訴に先立ち起訴されている同種の先行事件の公判で、先行事件全てにつき公
訴事実を認めており、検察官請求証拠についても全て同意をして、その取調べが終了していること、被告人に対する
追起訴は今後予定されていないこと、被告人の両親らが被告人の身柄を引き受け、公判期日への出頭確保及び日常生
活の監督を誓約していること、被告人は、釈放後は本件犯行現場からは離れ、両親と同居して生活する予定であること、
被告人は、現在勾留先で受けている臨床心理士のカウンセリングを釈放後も受け続ける意向を示していること、これ
までに前歴がないことなどの事情があることを確認した。その上で、「事案の性質や証拠関係、先行事件の審理経過、
被告人の身上等に照らすと、保証金額を七五万円とし、本件の被害者及びその関係者との接触禁止などの条件を付し
たうえで被告人の保釈を許可した原々審の裁判は、その裁量の範囲を逸脱したものとはいえず、不当ともいえないか
ら、これを取り消して保釈請求を却下した原決定には、刑法九〇条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に
影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる」と判示した。

5 検 討

① 近時の判例の判断要素

以上平成一四年以降の最高裁の判断をみてきたが、ここから、最高裁が刑法九〇条による裁量保釈を認める際、

個別の事案に即して詳細かつ具体的に様々な要素を考慮していることが見て取れる。これらの各要素を整理するとともに、若干の検討を加える。

第一に、これらの裁判例に共通して挙げられのが、釈放後の各被告人の日常生活の監督や公判期日への出頭確保を誓約する身元引受人の存在という要素である。この要素は全裁判例に共通するものである。この身元引受人の存在という要素は、被告人の逃亡・不出頭のおそれ、罪証隠滅のおそれを即否定する程度の要素とまではいえないであろうが、身元引受人が被告人の公判期日への出頭を誓約し、日常生活を監督することで、公判期日への出頭の可能性をより高いものとし、証拠の隠滅を抑止する方向へと働く重要なものであり、相当程度重視されているものと考えられる。なお、裁判例①では、身元引受人という文言こそ見受けられないが、「安定した職業、住居、家庭があること」という文言は、身元引受人の存在があることと同様のことを指しているものと解される。

第二に、前科前歴がないということがすべての裁判例に共通する要素として挙げられる。

前科前歴の有無は、常習性の有無の判断要素とされるものと考えられ、当然、前科前歴がないことは、常習性を否定する方向で考慮される。したがって、大きくとらえると、上で述べた通り、八九条三号の常習性が逃亡・不出頭のおそれのある事件を類型化していることから考えると、この前科前歴の有無も、逃亡・不出頭のおそれを判断する際の考慮要素と考えることができる。ただし、前科前歴の有無がすなわち常習性の有無となるわけではないことは注意を要する。常習性の判断は、関係資料から広く認められるべきものであり、前科前歴のみで常習性を検討すべきものとはならない。例えば、同種の六件の事件で起訴されている裁判例③と、併合事件もなく、単一の偶発的な事案である裁判例①とでは、その常習性の程度が大きく異なることは目に見えて明らかである。それゆえに、併合事件の存

在も常習性判断の主たる要素の一つとなるため、前科前歴の有無は併合事件の有無と密接に相まって常習性の判断要素とされる。

第三に、裁判例③で指摘されているのは、被告人が公訴事実を認めており、検察官請求証拠に同意し、その取調べが終了していること、加えて、追起訴の予定がないことなどの要素である。これら審理における証拠関係の各要素が示すのは、被告人側に不利な証拠について裁判所による取調べが終了している以上、当該証拠については被告人による証拠の隠滅のおそれはない⁽²³⁾、またはそのおそれは著しく低いとの判断に至るということである。また、追起訴がなければ、その罪証も隠滅のしようがない。それゆえに、検察官請求証拠の証拠調べが終わっているとの要素は、罪証隠滅のおそれが著しく低いとの結果を導くことができる。

この点に関して、裁判例①、②では、検察官請求証拠の証拠調べが終了していたわけではないが、公訴事実に関しての供述をなしたこと、及びそれが共犯者や関係者らとの供述と（大筋において）一致していることが挙げられる。これは、上の考え方に準じたものと思われる。すなわち、関係者や共犯者らとの間で一致する供述をしたり、調書に署名指印をしたことで、証拠が裁判所の目に触れることになるため、一般的には、供述が未だ一致していない場合や調書への署名をしていない場合よりも、証拠隠滅の困難性が高まり、それ故に隠滅のおそれが減少するとの判断である。ただし、この場合の証拠隠滅のおそれは、上のように検察官請求証拠への同意や裁判所による取調べそのものは終了していないため、裁判例③のように、これらが終了した場合ほど証拠隠滅のおそれが低いとはいえないことには注意が必要である。これらのことから、関係者や共犯者らとの間で一致する供述をしたり、調書に署名指印をしたという要素は、上の場合ほど強く証拠隠滅のおそれを否定することはできないまでも、一般的には隠滅の程度がさほど

高くはないことを示す主たる要素となるため、相当程度重視されるものと思われる。

第四に、併合（先行）事件の審理経過である。裁判例①や②には併合事件はないが、裁判例③においては、併合事件の審理経過が考慮要素となっていることが見て取れる。裁判例③では、一連の当該保釈請求に係る事件（公訴事実）以外の事件の審理においても、そのすべての公訴事実を認めており、検察官請求証拠についてもすべて同意をし、その取調べが終了している点が保釈を認めるのに積極的な要素となっているように思われる。併合事件が存在するという事実から被告人の常習性は否定できないものの、罪証隠滅という観点からは、第三の要素と同様、被告人側に不利な証拠について裁判所による取調べが終了している以上、当該証拠については被告人による隠滅をなしえないとの結論に至るため、併合事件の審理経過というのも、罪証隠滅のおそれの有無の判断に影響を与える大きな要素となっている。

以上のように、平成一四年以降の裁判例から、最高裁は、逃亡・不出頭のおそれの有無、及び、罪証隠滅のおそれという二つの基準に関して、身元引受人の存在や前科前歴、併合事件の有無、また、証拠調べの終了などといった審理における証拠に関する要素、併合事件の有無やその審理経過などの具体的な事情を検討していることがうかがわれる。

②九〇条の裁量保釈における罪証隠滅、逃亡・不出頭のおそれ

被告人が勾留されている場合には、六〇条に定める勾留の要件である、逃亡すると疑うに足りる相当な理由、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由の一方、または双方が認められている。しかし、保釈保証金の提供を求め、保釈条件を付すことにより、一般的には逃亡のおそれ・罪証隠滅のおそれは相当な理由程度までは至らないと考えられ

るので、被告人には保釈が一般的に認められる（八九条柱書）。

しかし、この前提が妥当しない場合もあり、これを法は八九条で、逃亡のおそれについては類型的に規定し、罪証隠滅のおそれについては類型化して規定するのが困難であるため、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と定め、いわゆる権利保釈の適用除外事由としている。そして、これに該当する場合であっても、法は、更に裁判所の裁量で保釈を認めうることを認めている。これは、類型的・定型的に判断すれば、逃亡すると疑うに足りる相当な理由、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由が認められる場合であっても、個別事案の具体的な事情に即して考えれば、「相当な理由」が認められない場合や、認められたとしてもそれ以上に保釈を妥当とする事情が存在すれば、保釈を許可するべきであるとする法の立場の現れであろう。

③本決定と原決定

以上のことを踏まえ、改めて本件について検討を加える。

本件では、原々決定は公刊されていないため判断の詳細は不明であるものの、おそらくは従来 of 裁判例に従って、上で述べた各要素と同様の事情を考慮したものと思われ、その上で、一五〇〇万円もの多額の保釈保証金、及び、保釈条件を付すことで、被告人の保釈を許容したものと思われる。

本最高裁決定も原々決定同様、保釈保証金等をも含め、こうした事情を具体的に挙げて検討することで、原々決定が裁量の範囲を逸脱したものではないと判示している。したがって、まずは、この点において、原々決定の判断が正当であることを確認したものであるといえる。

これに対して、原決定は、事案の悪質性、重大性、常習性を指摘し、保釈許可決定を取り消した。これは、八九条

各号の権利保釈除外事由に該当すれば、保釈が許されないのが原則となり、例外的に保釈を許す文字通りの「特別の」事情がなければ裁量保釈は認められないという立場の現れとも解される。しかし、かかる指摘は、具体的事情に踏み込んだ考慮を行ったものとは受けとれず、類型的基準に基づいた定型的判断、すなわち、単に一号、三号の該当性を強調しているのであって、罪証隠滅、逃亡・不出頭を行う具体的な蓋然性が示されているとはいい難く、したがって、原々決定による裁量の逸脱を示したものとはいえない。

なるほど、本件が八九条一号、三号、四号に該当する事例であるのは、最高裁の指摘するところでもある。しかし、上述したように、八九条各号に該当する場合であっても、九〇条による個別事情を考慮した裁量判断にて保釈許可の判断を慎重に行うべきであり、最高裁もこの立場にあると解される。ゆえに、原決定は、保釈を許可した原々決定を尊重し是認すべきところ、不十分ともいえる根拠にて保釈許可決定を取り消してしまった点に、「刑法九〇条の解積適用を誤った違法」があるというのが、本件最高裁の示すところであらう。⁽²⁴⁾

6 本決定の意義・位置付け

本決定は、保釈の許否に関し、新たな理論的枠組みを提示するものではなく、また、各考慮要素についても従来と比較的類似性を見出すことができるという点において、保釈が許可される場合について一事例を加えるものである。そして、保釈の積極的運用を求める声もある中、最高裁が近時、従来よりも保釈を広く認めるべきとの方針を取っている可能性も否定できず、そのために、個別事案の事情に沿って、逃亡のおそれ、罪証隠滅のおそれをより具体的に判断することを求めている事例の一つと評すべきであらう。

- (18) 松尾・前掲注(4)一八八頁。
- (19) 同上。
- (20) 最高裁判所裁判集刑事二八二号一頁。
- (21) 最高裁判所裁判集刑事二八七号二〇三頁。
- (22) 最高裁判所裁判集刑事三〇八号四八一頁。
- (23) 緑大輔「名古屋高決平成一八年三月三二日(原審の保釈請求却下決定を取り消して保釈を認めた事例)・判批」速報判例解説(法学セミナー増刊)八号二二一頁、二二三頁。
- (24) なお、抗告審の性質と保釈という点から検討すると、従来、抗告審は、覆審ではなく、事後審であるとの見解が圧倒的多数である。すなわち、抗告審とは、自ら事件について審判するのではなく、原裁判を不当とすべき事由の有無を判断するとの構造を有する。このことから、九〇条の裁量保釈においては、受訴裁判所が裁量の範囲を逸脱したか否かを検討することが抗告審の役割となる。
- また、保釈を許容する受訴裁判所は、受訴までの間に、被告人の行状や審理経過を直接的にみた上で、事案に即した保釈保証金及び保釈条件を付すため、これらを付した上でなお抑止することができると思料することが不合理な場合にのみ保釈は許容されないとするのが抗告審の役割に適っていると思われる。
- そして、その際の主たる指針となるのが、上で述べた、個別事情を考慮した具体的判断か否かであろう。この点、本件の後に出た、最決一小平成二六年一月一八日(裁判所時報一六一六号一八頁)が参考になると思われる。抗告審が保釈の受訴裁判所の判断を覆す場合には、その判断が不合理であることを具体的に示す必要がある旨述べられており、まさに、この具体的判断をすべきことを述べているものとも思われる。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)